

第16回八幡市農業委員会議事録

令和6年11月5日（月） 午後2時00分

八幡市役所 5階 会議室5-2

八幡市農業委員会長 奥村 芳治

前書は令和6年11月5日開催の第16回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員（奥村 芳治） _____

署名委員（金谷 泰宏） _____

署名委員（辻 典彦） _____

案 件

議案第 47 号 農地法第 3 条許可申請審議の件
議案第 48 号 農地法第 4 条許可申請審議の件
議案第 49 号 非農地証明願承認の件
議案第 50 号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認の件(出口)
議案第 51 号 農用地利用権設定について
議案第 52 号 「八幡市農業振興地域整備計画書」変更案について

報 告 農地法第 4 条届出書について
農地法第 5 条届出書について
農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知書について
合意解約通知書について

出席農業委員

畑中 邦夫	関東 豊則	西川 吉之	古里 治彦
北川 邦彦	西村 忠雄	符川 亮	金谷 泰宏
辻 典彦	奥村 芳治	前田 孝文	西川 茂男
猪飼 美和子			

出席農地利用最適化推進委員

上野 信昭	伊澤 治彦	山田 晃嗣	金森 一幸
關西 保博	小里 隆信	佐野 富彦	堀口 雅智

事務局

岩崎 真哉	梶浦 靖人	石原 毅之
-------	-------	-------

事務局長

開会に先立ちまして、委員の皆様にはご連絡させて頂きましたが、去る11月2日に長村信幸前会長がご逝去されました。長村前会長のご冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと思います。恐れ入りますが、皆様ご起立をお願いします。

「黙とう」

お直りください。ありがとうございました。

長村前会長のご逝去に伴い、本日の総会は職務代理者の奥村副会長に総会の議長をお願いしたいと存じます。

奥村副会長よろしく申し上げます。

議長
(奥村副会長)

今お話ありましたように、長村会長がご逝去されました、わたしも聞いた時突然ですのでびっくりというか、言葉を失いました。長村会長にすれば、10月の時に余談的な話もして、まだまだやりたいことがいっぱいあったと思います。残念でございます。心よりご冥福をお祈りします。

ただ今から、第16回八幡市農業委員会総会を開催いたします。本日の農業委員の出席は、13名ですので、本総会は成立しております。

会期についてお諮りします。

本日の会期は午後2時から午後5時までといたします。

次に、議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、本日の署名委員さんについては、議席番号9番 金谷 泰宏 委員と議席番号10番 辻 典彦 委員をお願いします。

議長	議案に入る前に議案書の差し替えがございますので事務局から説明をお願いします。
事務局	お配りしております議案書に一部誤りがございましたので、議案書の差し替えをお願いしたいと存じます。恐れ入りますが本日お手元にお配りしている議案書をご参照頂きますようお願いいたします。
議長	よろしいでしょうか。 それでは議案に入らせて頂きます。 はじめに、「議案第47号 農地法第3条許可申請審議の件」について議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。

事務局	<p>「議案第47号 農地法第3条許可申請審議の件」についてご説明申し上げます。譲渡人、譲受人につきましては議案書をご参照願います。</p> <p>NO1 申請物件所在 内里穴田 地目 田、面積1,105㎡外6筆でございます。</p> <p>(法説明) 本件の譲受人につきましては、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。 また本案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われま すので、許可要件は満たしているものと考えます。</p>
議長	<p>ただ今の案件について、農業振興部会のご意見をお伺いします。</p>
農業振興 部会長	<p>報告いたします。さる10月28日に農業振興部会を開催し、「議案第47号 農地法第3条許可申請審議の件」につきまして協議した結果、部会としては全筆異議はございません。</p>
議長	<p>農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さん「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第47号 農地法第3条許可申請審議の件」につきましては、許可することといたします。</p> <p>次に、「議案第48号 農地法第4条許可申請審議の件」について議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>「議案第48号 農地法第4条許可申請審議の件」についてご説明申し上げます。申請人につきましては議案書をご参照願います。</p> <p>NO1 岩田茶屋ノ前 地目 田、面積493㎡ 外1筆 転用目的は住宅用敷地でございます。</p> <p>(法説明) 本件につきましては、市街化調整区域にある農地で、農地法第4条第6項第1号ロ(2)に規定する地域(2種農地)であり、許可基準に定めるその他市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、許可相当と考えます。</p>
議長	<p>ただ今の案件について農地転用部会のご意見をお伺いします。</p>

農地転用 副部長	10月31日に部会を開催し、「議案第48号 農地法第4条許可申請審議の件」について協議した結果、異議はございません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第48号 農地法第4条許可審議の件」につきましては、本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします。 次に「議案第49号 非農地証明願承認の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	「議案第49号 非農地証明願承認の件」についてご説明申し上げます。願出人につきましては議案書をご参照願います。 NO1 願出物件所在 (1)八幡長田 地目 田、面積 204 m ² (2)八幡長田 地目 田、面積 52 m ² (法説明) 議案第49号のうち(1)の案件につきましては、昭和57年以前より宅地として使用しているため、(2)の案件につきましては、昭和55年以前より宅地として使用しているため、非農地証明願承認については、問題がないものと考えます。
議 長	ただ今の案件について農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 副部長	「議案第49号 非農地証明願承認の件」につきましても10月31日に部会を開催し協議した結果、異議はございません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第49号 非農地証明願承認の件」につきましては承認することといたします。 次に「議案第50号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認の件(出口)」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。

事務局	<p>「議案第50号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認の件(出口)」の件についてご説明申し上げます。特例を受けている相続人につきましては議案書をご参照願います。</p> <p>特例を受けている農地 NO1 所在 戸津東ノ口 地目 田 面積 1,035 m²</p> <p>(法説明) 本件は、納税猶予の期間が20年を迎え、相続税免除確定の最後の利用状況確認でございます。当該地は農地として良好に管理されており問題ないものと考えます。</p>
議長	<p>ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。</p>
農業振興 部会長	<p>報告します。「議案第50号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認の件(出口)」につきましても現地確認のうへ協議した結果、部会としては異議はございません。</p>
議長	<p>農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第50号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認の件(出口)」につきましては、承認することといたします。</p> <p>次に「議案第51号 農用地利用権設定について」を議題といたします。 委員の皆様にお伺いいたします。 本件につきまして議事の進行上、朗読の一部を省略し、委員の案件以外は一括での審議をしたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第51号 農用地利用権設定について」まず始めに「No1」および「No2」を議題といたします。 本件につきましては、「〇〇委員」に関係がありますので、「〇〇委員」の退室をお願いします。 (〇〇委員 退室)</p> <p>それでは事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>「議案第51号 農用地利用権設定について」のうち「No1」お</p>

	<p>よび「N o 2」についてご説明申し上げます。 貸し手、借り手の氏名については議案書をご参照願います。</p> <p>本件につきましては、八幡市長から農用地利用集積計画について諮問がありました。同計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に規定する条件を満たしているものと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いします。</p>
農業振興 部会長	<p>報告いたします。「議案第51号 農用地利用権設定について」のうち「N o 1」および「N o 2」につきまして部会としては異議はございません。</p>
議 長	<p>農業振興部会長の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第51号 農用地利用権設定について」のうち「N o 1」および「N o 2」につきましては、妥当である旨、回答いたします。 それでは、「〇〇委員」の入室をお願いします。 (〇〇委員 入室)</p> <p>次に「議案第51号 農用地利用権設定について」のうち「N o 3」を議題といたします。 本件につきましては、「〇〇委員」に関係がありますので、「〇〇委員」の退室をお願いします。 (〇〇委員 退室)</p> <p>それでは事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>「議案第51号 農用地利用権設定について」のうち「N o 3」についてご説明申し上げます。 貸し手、借り手の氏名については議案書をご参照願います。</p> <p>本件につきましても先程と同様、八幡市長から農用地利用集積計画について諮問がありました。同計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に規定する条件を満たしているものと考えます</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いします。</p>
農業振興 部会長	<p>「N o 3」に関しても部会としては異議はございません。</p>
議 長	<p>農業振興部会長の意見は異議ナシであります。</p>

委員一同	<p>他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p> <p>(異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第51号 農用地利用権設定について」のうち「No3」につきましては、妥当である旨、回答いたします。</p> <p>それでは、「〇〇委員」の入室をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p>
	<p>次に「議案第51号 農用地利用権設定について」のうち「No4」から「No10」を議題といたします。</p> <p>本件につきましては、「〇〇委員」に関係がありますので、「〇〇委員」の退室をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 退室)</p> <p>それでは事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>「議案第51号 農用地利用権設定について」のうち「No4」から「No10」についてご説明申し上げます。</p> <p>貸し手、借り手の氏名については議案書をご参照願います。</p> <p>本件につきましても、八幡市長から農用地利用集積計画について諮問がありました。同計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に規定する条件を満たしているものと考えます。</p>
議 長	<p>ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いします。</p>
農業振興部会長	<p>報告します「No4」から「No10」に関しても全筆部会としては異議はございません。</p>
議 長	<p>農業振興部会長の意見は異議ナシであります。</p> <p>他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議 長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第51号 農用地利用権設定について」のうち「No4」から「No10」につきましては、妥当である旨、回答いたします。</p> <p>それでは、「〇〇委員」の入室をお願いします。</p> <p>(〇〇委員 入室)</p> <p>次に「議案第51号 農用地利用権設定について」のうち「No11」および「No12」を議題といたします。</p>

	<p>本件につきましては、「〇〇委員」に関係がありますので、「〇〇委員」の退室をお願いします。 (〇〇委員 退室)</p> <p>それでは事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>「議案第51号 農用地利用権設定について」のうち「No11」および「No12」についてご説明申し上げます。 貸し手、借り手の氏名については議案書をご参照願います。</p>
議長	<p>本件につきましても、八幡市長から農用地利用集積計画について諮問がありました。同計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に規定する条件を満たしているものと考えます。</p>
農業振興部会長	<p>ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いします。</p>
議長	<p>報告します「No11」「No12」につきましても部会としては異議はございません。</p>
議長	<p>農業振興部会長の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第51号 農用地利用権設定について」のうち「No11」および「No12」につきましては、妥当である旨、回答いたします。 それでは、「〇〇委員」の入室をお願いします。 (〇〇委員 入室)</p>
	<p>次に「議案第51号 農用地利用権設定について」のうち「No13」を議題といたします。 本件につきましては、「〇〇委員」に関係がありますので、〇〇委員の退室をお願いします。 (〇〇委員 退室)</p> <p>それでは事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>「議案第51号 農用地利用権設定について」のうち「No13」についてご説明申し上げます。 貸し手、借り手の氏名については議案書をご参照願います。</p> <p>本件につきましても、八幡市長から農用地利用集積計画について諮問がありました。同計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に規定する条件を満たしているものと考えます</p>

議 長	ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	報告します「No13」に関しても部会としては異議はございません。
議 長	農業振興部会長の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第51号 農用地利用権設定 について」のうち「No13」につきましては、妥当である旨、回答いた します。 それでは、〇〇委員の入室をお願いします。 (〇〇委員 入室)
	次に「議案第51号 農用地利用権設定について」のうち「No1 4」を議題といたします。 本件につきましては、「〇〇 委員」に関係がありますので、「〇〇 委員」の退室をお願いします。 (〇〇委員 退室)
	それでは事務局に朗読説明を求めます。
事務局	「議案第51号 農用地利用権設定について」のうち「No14」 についてご説明申し上げます。 貸し手、借り手の氏名については議案書をご参照願います。 本件につきましても、八幡市長から農用地利用集積計画について諮 問がありました。同計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に 規定する条件を満たしているものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いします。
農業振興 部会長	報告します「No14」に関しても部会としては異議はございません。
議 長	農業振興部会長の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第51号 農用地利用権設定 について」のうち「No14」につきましては、妥当である旨、回答い

	<p>たします。 それでは、〇〇委員の入室をお願いします。 (〇〇委員 入室)</p> <p>続きまして、「議案第51号 農用地利用権設定について」の残りの案件を一括で議題とします。 それでは事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第51号 農用地利用権設定についての残りの案件につきましても、先程と同様、八幡市長より議案書のとおり諮問がありました。農用地利用集積計画につきましても、農業経営基盤強化促進法に規定する条件を満たしているものと考えます。</p>
議長	<p>ただ今の案件につきまして農業振興部会のご意見をお伺いします</p>
農業振興部会長	<p>報告いたします「議案第51号 農用地利用権設定について」の残り全筆についても部会としては異議はございません。</p>
議長	<p>農業振興部会長の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議長	<p>異議がないようですので、「議案第51号 農用地利用権設定について」の残りの案件の利用権設定については、すべて妥当である旨、回答いたします。</p> <p>次に、「議案第52号 八幡市農業振興地域整備計画書変更案について」を議題といたします。 議案第52号については、農業振興課に朗読説明を求めます。</p>
農業振興課 水梨参事	<p>お忙しい中お時間いただきましてありがとうございます。建設産業部の水梨と申します。このお時間をお借りして、「農業振興地域整備計画」の体系についてご説明させて頂きたいと思っております。</p> <p>お手元に「A4」1枚もので「農業振興地域と整備計画について」という紙があるかと思っております。表裏になっておりまして、一番上の真ん中のところ、農業振興地域制度と整備計画についてと書いてあり、左上に農業振興地域制度と書いてある面をご覧いただきたいと思っております。</p> <p>今回、農業振興地域制度と整備計画を改定させて頂きますが、農業振興地域制度の中に位置付けられているものでございます。 この制度の目的は皆様重々ご承知のことだと思っております。 繰り返させて頂きますと、農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、この地域の整備に関して必要な施策を計画的</p>

に推進していくと、そのために作りますという制度でございます。

仕組みと致しましては、国・府・市と3つの層に分かれておまして、まず国が基本指針を策定しています。それに基づいて府が農業振興地域の整備の基本方針を策定しております。その中で府の方が農業振興地域はここですと指定しておまして、その後、市の方が農業地域整備計画を策定するとなっております。府の方で農業振興地域をがばっと作成している中で、ここは青地、ここは白地というのを決めていくというのが市の方に課せられている、農業振興地域整備計画の策定というところでございます。

二つ目の四角のところ、農業地域振興整備計画は、おおむね10年先を見据えて市が策定する公的な計画です。かつ市だけでは決められず府知事の同意が必要となっております。

前回10年前に策定して今回10年たちますので新たに改定させて頂くということでございます。

市が作ります整備計画、大きく二つの要素がございます。

一つは先ほど申しました青地をどこにするかという、農用地利用計画と呼ばれております。2つ目が10年間の施策の方向性について、いわゆるマスタープラン、こういった方向で行こうかということをやっている部分です。

八幡市の場合におきましては今回は、高付加価値のもの、そういったものを目指していこうということをやっております。

農用地区域ですが皆様ご案内のところかと思っておりますので、説明の方は割愛させていただきます。表の下のところに、今回の策定方針を書かせて頂いております。大きく二つございます。

一つ目が都市近郊農業と都市整備に伴う土地利用転換とのバランスを維持しながら、収益性が高く持続可能な農業を目指すというところでございます。

二つ目が現在の青地をベースに要件を満たさなくなった地域を微修正しているというところで、具体的にはどこかという図面でございます。

農用地区域の青地をどこにするかというところですが、大規模な変更や面積の増減は行わない。現行の計画をベースで行く。一部変更するところがございます、その例外としてあるのが新名神高速道路の整備に係る部分。土地収用法に基づいて収容された土地は農業振興課なり農業委員会にリアルタイムに情報が行かずに、勝手に現状が変更されて道路になっていたというところがあり、その10年間の間にそういうことが発生してるところを把握しなおして、反映するというものがございます。

あと、高圧電線の鉄塔が立っていた場所が鉄塔がなくなって、農地に戻っている場所を農地に入れたり、そういう微修正を行っております。

議案としてお送りした冊子の本編と対比表がありますが、全部を説明していると、非常に長くなるのでこのペーパーに大きなポイントと考えているところを抜き出して説明させていただきます。

	<p>第一のところ農用地区域のところは現状をほぼ踏襲しますというのが一点と、もう一つは用途区分の構成のところ、産業振興ゾーン指定区域を都市化を検討していくことを明記しています。</p> <p>第二のところ基盤整備のところ、優良農地として高度利用を図っていく農地については、今後のさらなる圃場整備を進めていくということで、昨年度取らせて頂いて今年度分析したアンケートの結果、圃場整備を希望されている方は1割未満ということで、即実施するのは非常に難しいと認識しているけれども、そのうえで農業振興地域整備計画には理想として掲げておく必要がある。そのことによって将来的に何らかのメニューが出てきたときに使いやすくなるとか、そういった側面もございますので、こちらには掲げさせていただきたい。</p>
古里委員	<p>ここに入れることによって、この地域は逆に開発できないということではないのか。</p>
水梨参事	<p>それはない、農業振興地域整備計画の中で青地としての縛りはあるが、それ以上にここに書いた文言が足かせになることは基本的にないと理解している。現行版のところでも、もともと圃場整備を進めていくという文言が書いてあり、そのために現在の産業振興ゾーンで、この文言があるからここはダメだという話を今まで都市整備側からされたこともないですし、府の方からされたこともないですし、本文中の文言についてはふわっとした抽象的な文言で、理想を掲げていくということで、具体的な拘束になることは想定していない。</p> <p>ここまでで、ほかにご質問よろしいでしょうか。</p>
辻委員	<p>圃場整備については地権者のアンケートの結果、やることはないであろうと把握をされているうえで、ただ理想論的に掲げておこうというのが、建前上農業振興のことも考えていますよという、農業振興のことも考えてくださいとよく農業委員会側から話をしてきたかと思うが、それに対して考えていますよというパフォーマンス的な感じしかない感覚がぬぐえない。何のために書かないといけないんだろう。書いても本当に絵に描いた餅であるということをおみなさん把握したうえで書きますよという感覚が若干あります。皆さんもそういう風に思われるのではないかなあと。すぐやることはないとしても、ちょっと遠い将来を考えてもなかなか厳しいだろうというのがほぼ全員の意見ではないかと、なのになにかわかったうえで書こうというのは理想として掲げるべきだから。</p>
古里委員	<p>そもそもこの農業委員会で、圃場整備の位置は今後農地として守っていけないから八幡市どうか考えてくれないかというのをずっと話をしてきた。八幡市は何も考えてないのと一緒だ、そこを圃場整備するとして地域として置いておくと言うのは、他の委員さんもそう感じるのではないか。</p>

	<p>圃場整備の希望が1割未満ということは圃場整備ができない、そこをあえて入れる。我々はそこを違うように転換してくれ、その管理ができなくなるから八幡市として考えてくれないかといっているが、結局何も考えていないのと一緒。</p>
<p>水梨参事</p>	<p>ご意見ありがとうございます。圃場整備1割未満のところですが、今回のアンケートの取り方がエリアを分割してエリアごとに丁寧に聞いてない、エリア全体をひっくるめてお聞きしている。圃場整備を検討していくにあたってエリアを分割して聞いてみたら、このエリアなら、希望される方が多いという可能性があるのではないかと考えている。また、圃場整備以外に市として未整備田とか担い手が少なくなっていく中で、どうするかということについて、すぐ10年以内にするのが見つまっているわけではないが、スマート農業とかそういった方向も、人の手をかけずにできるようなものを導入できないかといった議論はしているところです。</p>
<p>古里委員</p>	<p>今の返答は10年前にした時と同じ返答、八幡市として。圃場整備すると、今も何も変わっていない。まだこれから先もやりますよと。見込みがないのに。それをあたかも農業振興というのはどうかと。</p>
<p>西川茂男委員</p>	<p>アンケートして1割しかないということだし、アンケート折角とっているのに、回答された方の意見を無視しているような形にもなるし、問題ないのですか。</p>
<p>水梨参事</p>	<p>事前に振興局とも協議しているが、農業振興地域整備計画という場においては、うたわないと非常に厳しいと、新旧で対比していく中で何故落としたんだということろを。</p>
<p>西川茂男委員</p>	<p>アンケートではないのですか。</p>
<p>古里委員</p>	<p>それをしていこうと八幡市が思っているのであれば、地権者を一軒ずつ回って説得してもらったら。それをやることもできない。整備計画でそこは将来も農地として八幡市が守ります、掲げるだけでの望むだけで、それで行動は一つもしない八幡市として。この10年間してない。</p>
<p>水梨参事</p>	<p>今回昨年度にアンケートを取って、1割未満だった言うのは一つ発見で、それを元に、今の時点で市として確定はしていないが、地域を分割してとか、勉強会をするとかそういう議論は部内ではしているところです。</p>
<p>西川吉之委員</p>	<p>圃場整備の勉強会はこの地域の人は30年も40年も前にやっていると思う。それで圃場整備を選ばなかったという歴史があるので、八幡市が圃場整備すると言っているのは、まだ言ってるのかと言う話をこっちはしている。どうみてもここのところしか圃場整備してないエ</p>

	<p>リアがないから、ここで圃場整備しますよという話をしているんですよ。今までのいきさつも全部含めて、それでどうなの。これ以上私たちに言えない。そんなこと本気でするんですかと。農地が減ります、農業振興のために八幡市がやりますよとって農家さんの誰が納得するんですか。1割しかしたい人が返ってこなかった、みんな蹴ってる、そのことも分かったうえできちんとした議論をしてこの場にもってきていただかないと、しかも今回議案じゃないですが、否決されたらどうするんですか。</p>
水梨参事	<p>年度末を目指している中で非常に厳しい。</p>
西川吉之委員	<p>今回説明会じゃないですよ、議案ですよ。どうされるんですか。</p>
水梨参事	<p>修正案を何らかの形で、日程的に非常に厳しい中で。</p>
西川吉之委員	<p>私たちは八幡市のことを考えているが、農業のことを考えているので、日程がどのと言われても、じゃ大変ですね賛成してあげましょうとは言えないんです。これでどうしろと、他の4委員さんにも聞いて頂ければと思うのですが。</p>
水梨参事	<p>圃場整備の文言のところににつきまして、ご意見ありますでしょうか。</p> <p>圃場整備の表現ですが、対比表の方で第二農業生産基盤の整備開発計画と書いてあるところがございます。こちらの一番最後の段落が今後引き続きで始まる場所ですが、その一つ上の行、「今後もさらなる圃場整備を進めていく」という現行版と同じ表現で記載しているが、例えばこちらの進めていくという断定的な表現を圃場整備を目指すというか、圃場整備に向けた取り組みを検討すると、そういった文言の変更という形で認めていただくことはできないでしょうか。</p>
古里委員	<p>その努力をするのか</p>
水梨参事	<p>はい</p>
辻委員	<p>結局のところ、府や国に対するパフォーマンス、あくまでパフォーマンスの域を超えていない感じで、あくまでも農振農用地の中で圃場整備ができそうところがこの二か所しかない、そこに対して、本当に先ほどから言っておられるように、本心からこれを何としてでも成し遂げるぞと、いう気持ちはないんだけど、とりあえずできそうもないって思っているが、とりあえず農業振興を図るというために、圃場整備を検討すると書こうと思うとことここしか書けない。それをとりあえず書いておきたいという感じにしか見えない。それで農業振興を図りますよと言うように言われてしまう。</p>

水梨参事	<p>そういう意味で、農業振興の方向性というか、ほかの施策を圃場整備以外で記載させていただいているところがございます、</p>
関東委員	<p>するかしないか、はっきり言われたらよろしい。するならするでその話をしてほしい。できるできないの話は別、今までできてないのだから。今後これに対してやり遂げようと考えていますという言葉が聞きたかった。</p>
水梨参事	<p>理事の方からはやるんだということは言われている。市単独でやるのは困難なので、一定の面積を固めて府なりが主体となる方向にもっていくと理事と口頭の話ではしている。ただ、市として決裁をとって意思決定をしたというところまでは言っていない。具体的にこういうメニューがあってという部分までは言っていない。</p>
関東委員	<p>今こう書いているのは、「パフォーマンスとしてこう書いておかないといけないからか」と聞かれているだけで、する意思があるのかないのかだけを聞きたい。</p>
古里委員	<p>10年前この農業委員会の席で産業振興ゾーンを設定されたときに、八幡市が未整備田をどうするんですかという我々の問いかけに、圃場整備をしますと言い切った。できますと。言い切って実際問題10年間何も動いていない。八幡市は本当に行動を出してたか。10%に満たない賛同者のアンケートの中で、今まだそれを掲げて今後は本当に行動に八幡市は移していくのか、ただ掲げるだけではないのか。ただ書いておかないといけないから書いただけなら、書いてもらわなくてよい。本当にその地域の中で一部でもやってくれるならともかく、ほっておいても誰もしてくれない。問いかけてどうですかといってもしない。それなら本当に一軒ずつ回って、やる気があるのか。やりますと言ったら我々は見ないといけないし。実際やっているかやっていないか。朝も昼も晩も関係なしにやってもらわないといけない。</p> <p>それを、圃場整備するのは地権者の問題ですよとまた切り捨てられる気がする。八幡市が圃場整備をしますと言っているのだから、農業振興のためにすると言っているのだから、要望を出しているのなら、八幡市は結果を見て置けばいいだろうが、その意思があるかないか。</p>
小里委員	<p>圃場整備するエリアは？</p>
水梨参事	<p>冊子の後ろの方にA3の紙がついていますが、その2枚目の付図2号というものが、黄緑と黄色のところ。</p>
小里委員	<p>岩田の辺りは開発を待っているのではないか。だから圃場整備してもらおうのは嫌なのではないか。</p>
関東委員	<p>農業委員会は農地を守らないといけないのではないか。</p>

小里委員	ただ生活も守らないといけない。
関東委員	生活より農地の方、生活は後の話、今は農地をどうするかという話。開発の話は今してどうするのか。
小里委員	しかし生活するのも。生きていくのに。
関東委員	当たり前だ、今の話はどういうふうに農業振興を進めるかという話で、開発の話ではない。それは別のところで議論する話。
小里委員	90数パーセントは反対されている。
古里委員	圃場整備しますというのは10年前から言っていた。言っていて少しずつでも10年間のうちに進んでいたらまだいいが、八幡市として言っただけで終わっているから今こうなっている。
水梨参事	今、この場で頂いたご意見を踏まえますと、農業振興課として進む案としては2つかと思ひまして、一つ目は圃場整備というところを落とす、もしくは具体的に「来年度こうします」ということを付けくわえたいうで、圃場整備の文言を残させてくださいという形になるのかと今思っていて、例えば2つ目の方で来年度、地区を割った細かく地区ごとにアンケートを取ります、圃場整備に向けた取り組みを具体的に何か取りますという前提で、現状の文言をこのままにさせていただくという形をお願いできたらと思っていて、この会議が終わった後で、その方向で上の者にも確認して来年度地区を割ったアンケートを取りますと、もし取れなかった場合はまた、来月か臨時かです。
関東委員	今の話は文言のことばかりで、計画上の文言をどうするかという話でなく、委員が今言っているのはするかしないかの話。
水梨参事	ですので、今、するという方向で、するというのは10年前にも言っていて、空手形になっていて。
関東委員	あなたの考え的に、していく方向で進むという答えが聞けるのか、聞けないのか。文言がどうのこうのではない。
水梨参事	していく方向でやりたいと思っていて、ただ私がこの場で言ったけど、10年前と変わらないというところで、具体的にどう文言以外のところでアクションをとれるかというところで、地区を割ってアンケートをするというところを来年度やるというのをこの後に理事にも確認して了解をとりたいとこの場では思っています。来年度約束できるところは、それ以上のところはこの場でこれならできるということが申し上げられなくて、アンケートというところで地区を割ったアンケートというところで、市としてはやりたいと思っていて、アクショ

<p>辻委員</p>	<p>ンも来年度おこしますと、圃場整備についてやるという市の意思としてお認め頂けないかというところなんですけど、如何でしょうか。</p> <p>やるという意思はいいのかなあと思いますし、それについてどういう形、例えばアンケートとか、個別に一軒づつ回るとかそういう色々なメニューは精査して頂いてもう一度出してもらって、それを皆さんで検討してもらう方がいいのではないかと。今言っている意は今までよりは少し前を向いておられる感ありますが、かなり具体性には欠けるという感じがするのでもう少し具体的に、進めますというのをこうやってこうやってというところをもう少し見えるかしていただいたうえで、その方が検討しやすいのではないかとという風に思う。その辺りを精査して具体的に。</p> <p>このあたりの未整備田をどうにかしてほしいというのは皆さんの気持ちの中に本当にあるところだと思う、それが圃場整備なのかどうかはわからないが何とかしていかないといけないというのは、農業委員会的には思っていることは間違いはないと思うので、それを市が本腰を入れて実際最終圃場整備であるのかどうかはわからないが、何かしていただけるとすごくいいことだと思うが、今まではパフォーマンスだけな感じだったので、そこが今までとはちがうなということが感じられるかが問題かと。</p>
<p>猪飼副会長</p>	<p>ちょっとみなさんと意見が合わないかもしれませんが、現場の人と、農業委員さんが各地区にいらっしゃる、そういう人と市の担当の人と現場をちょっと確認して、現場の人のお声を聴いて、委員さんの声も大事ですから、もっと密に、書類を作ったりも大事ですが、現場をもっと密に農業委員さんたちと話をしたりコミュニケーションをとったり、そういうことをもう少し密にしていくと、皆さんも分かってくださるし、こういう書類を作ってくださるのも、ご苦労されていると分かってくださるから、その辺の現場をしっかりと見てご意見を聞いて、たぶんお忙しいからそういったお時間は取れないかもしれませんが、そういう努力をもっと前向きにやってくれると、もっと密に皆さんとコミュニケーションをとれるから、わかって下さるということにも深まっていくのかなあと思うんですけど。</p> <p>10年動いてないということがあると、いっぱい書類を作ってもらってご苦労されているのですが、10年先も一緒というのもありますから、その辺は現場をしっかりと知って現場の人たちの声をしっかりと聴いて、農業委員さんともきっちりコミュニケーションを取ってもっと密にやっていくともっとスムーズにちょっといけるかなあと、わからないものが失礼ですが、そんな風に感じます。</p>
<p>水梨参事</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>そうしましたら今、頂いたご意見を受けて、圃場整備のところについて市として進めていきたいと思っているが、言葉だけでない具体的なアクションのところ、どういうことができるのか、どういうことをやるのかということ、来月の総会で改めて資料としてつけさせてい</p>

ただいて、そのうえで文言としては、今の文言で市として圃場整備を具体的にアクションとして何をしますかというものを付けまして、来月に議案としてまた上げさせていただけたらと考えております。ほかの点についても説明できていないところがありましたので、第4のところの説明をさせていただきたいと思っております。

第4ところの効率的安定的な農業経営の目標というところがございます、冊子の10ページに表がのっています、昨年9月の基本構想を地域計画に伴って基本構想も直しなさいということで、大急ぎで地域計画と連動している基本構想を改定させて頂きまして、そちらに経営指標という、この表とよく似た表が載っていましたが、経営指標を基本構想のために昨年認めていただく際に、そこに載せている作物等が非常に現実離れしてしまっている、例えば梨などが載っているものになっていて、法律の関係で昨年度中に何とか改定しないといけないということで基本構想をお認め頂きましたが、その際にご意見として現実的なものに直しておくようにとご意見を頂いており、今回基本構想の経営指標と同じ内容をここに載せようとしているが、先に今回の農業委員会の総会で整備計画の方を先に審査して頂くことになりましたので、まずは今回ここで改定しました経営指標の審査を頂いて、それが了解を頂けましたら、来月以降基本構想の方も、おっかけで合わせて改正するというので、農業委員会の総会でご意見を頂くという形にさせていただきたいと思っております。基本構想と整備計画が連動していてややこしいところですが、整備計画の方に戻りまして、経営指標の方を個別経営体と組織経営体に分けて記載させて頂いております。

こちらはなるべく現実に近づけたいというところがありますが、一方で労働時間を2000時間以内にして、かつ所得は一定以上500万円以上というようにしないといけないと、かつ担い手認定の申請等をもとに作っていったのですが、類型化してかつ個人の農家さんが見えてこないようにしなければいけないというのもあり、農家さんから見ると非現実的なこともあろうかと思うんですが、作目については過去よりは現実に近づけているというところがございます。ここに書いたことによってこのとおりでないと補助金が通らないとそういったことはないと振興局の方に確認しております。そういう観点でご理解いただけたらと思っております。

第4の続きで農業経営の規模拡大および農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策、農業の振興をどういう方向を目指していくかということをおおき四つ掲げております。

1つ目は認定農業者育成、法人等効率的かつ安定的な経営体の育成を1点目に挙げています。2つ目が担い手への農用地の集積の加速。3つ目がスマート農業、4つ目が高付加価値への取り組みというところで10年間の方向性ですので具体的にどうしますというところまでは書かない、大きな柱として4つ上げさせていただいております。

第5のところ農業近代化施設の整備計画で、現行版ではライスセンターを作ると記載していますが、JAに過去に聞いて記載していましたが、今回改めてJAに話を伺いに行ったところ、現時点ではそういったものを全然考えていないと、方向性が違うというところで、6次産業

化の要素を加えたり、農家の意向を踏まえて整備の方向を決めていくという書きぶりに変更しています。第7のところ農業従事者の安定的な就業の促進計画というところで、もともとが兼業農家が農業がオフシーズンの時に仕事をどうして見つけてくるかという問題意識の文言が過去から残っていましたが現在の状況を踏まえて、農家自身が経営が強くなっていった安定していくというような方向性に書きぶりをかえております。第8のところには、非常に時代にそぐわない内容になっておりました、集落内公園の整備、上下水を各農業に絡めた書きぶりになっていたものを、補助メニューも該当するものもないので、四季彩館の整備ということで直しているというところでございます。

ここまででご意見等ございますでしょうか。

そうしましたら圃場整備のところ市として具体的に言葉以外のところでやるのかということを考えて、来月の議案という形で、総会で再度お時間いただければと考えております。

併せまして基本構想、先ほどの経営指標のところ 昨年9月に改訂お認め頂いたんですけど、経営指標を直すということと、一部細かい文言の微修正が入るところがございますので、来月議案として上げさせていただきたいと考えております。

長時間にわたりお時間お取りしてしまいました。ありがとうございました、説明の方は以上になります。ありがとうございました。

事務局長

来月継続審議という形でよろしいでしょうか。

委員一同

(異議ナシ)

議 長

ただ今の案件につきましては継続審議ということでよろしくお願ひします。

以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。なお、報告事項がございますので、事務局から報告願ひます。

事務局長

「農地法第4条届出書について」

農地法第4条届出書N○1は、住宅敷地への転用目的で、9月13日に届出があり、10月2日に受理通知を行いました。

N○2は、農地造成のための一時転用目的で、9月25日に届出があり、10月8日に受理通知を行いました。

続きまして「農地法第5条届出書について」報告いたします。

農地法第5条届出書N○1は、住宅敷地への転用目的で、9月13日に届出があり、10月2日に受理通知を行いました。

	<p>№2は、住宅敷地への転用目的で、9月25日に届出があり、10月8日に受理通知を行いました</p> <p>続きまして「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」報告致します。</p> <p>農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について9月12日に合意解約をされています。</p> <p>続きまして合意解約通知書について№1が10月1日に№2が10月9日にそれぞれ合意解約をされています。</p>
議長	<p>続きまして、長村会長が急にご逝去されたことに伴い、八幡市農業委員会規則第2条により会長の選挙をすみやかに行う必要があるということで、急に昨日の今日でどうなのかという意見はしていましたが、皆様のご意見は何かございますか。会長を決めていかなくはなりません。</p>
猪飼副会長	<p>皆さんの中で、会長をやってやろうという方がいらっしゃいましたら一番いいのですが、そういう方はいらっしゃいませんか。</p> <p>私は個人的な意見として、副会長をやってこられたから会長代理ということもあり、奥村さんに会長をやってもらいたいと申し上げたのですが、皆様のご意見を聞いてと奥村副会長は言っておられるので。</p>
議長	<p>会長の横にいても、会長は自分で動かれるタイプなので、余談の話ばかり総会でもしていた。会長というのは、誰かほかの方がおられたらなあ。若い人にやっていただいたらどうか。</p>
符川委員	<p>猪飼副会長がおっしゃられたように、奥村副会長にやっていただくのが一番良いと思います。</p>
猪飼副会長	<p>何かご意見ございますか。</p>
西川茂男委員	<p>条例で規定されているのはどういうことか説明してもらったら。</p>
事務局長	<p>条例上は速やかに会長選挙を行われなければならないと、「会長が職を辞したとき、その他会長が欠けるに至ったときは、会長の選挙はすみやかに行わなければならない。」ということで、たまたまお亡くなりになられたのが総会直前ということもありまして、次回の総会ですと一か月後になってしまいますので、速やかにというにはいかがかなということ。</p>
関東委員	<p>選挙でもいんですよね。</p>

猪飼副会長	役員さんが一度に集まって。
関東委員	もう決まっていると思うのですが。
猪飼副会長	誰か推薦される方いらっしゃったら。
関東委員	奥村現副会長に、今までの経歴と現場の方も知っておられるので、それを考慮した結果、引き続き会長の職をやっていただいたら、八幡市の農業委員会もスムーズに行くという考えをもって、私は推薦させて頂きます。
猪飼副会長	議長をやっておられるので、私が進行させて頂きます。 皆様が、次期会長に奥村副会長を選任させて頂くということで承認させて頂いてよろしいでしょうか。
委員一同	全員拍手により承認
猪飼副会長	それではみなさんご承認いただいたということで。よろしくお願ひします。
議 長	皆さんご承認いただけるのであれば、わからないことも多々ありますけど、頑張ってやっていきたいと思ひます。ご協力よろしくお願ひします。
委員一同	全員拍手
議 長	それから副会長なのですが、猪飼副会長も体調が不安定ですので、部会長をやっていただいている古里さんに副会長をお願ひしたい。
委員一同	全員拍手により承認
古里副会長	部会長は解任されるのですか。
議 長	そこはまた相談させて頂きたい。
事務局	特に兼務の妨げはないと思ひます。
猪飼副会長	いろいろお忙しいと思ひますが、よろしくお願ひします。
関東委員	欠員の方はどうなりますか。
事務局	欠員については改めてご相談させて頂きたいと考えております。 欠員についてはすぐに補充しなければならないということではないので。

猪飼副会長	古里さんよろしくお願ひします。
委員一同	全員拍手
議長	最後に何かございませんか。 無いようでございますので、これをもちまして、第16回八幡市農業委員会総会を終了いたします。